平成２４年（フ）第５５６号
仙台市泉区鶴が丘１丁目32番地の５
債務者　藤島　淳子
１　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５６２号
仙台市泉区向陽台３丁目34番18号　コーポみね101
債務者　小林　隆博
１　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５６４号
宮城県黒川郡大郷町中村字屋鋪１番地の４
債務者　高橋　弘之
１　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５７４号
仙台市青葉区新坂町10番２号　けやき第１―202、従前の住所仙台市青葉区立町２番７―602号
債務者　山口真奈美
１　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５７８号
仙台市青葉区落合２丁目３番28号、従前の住所仙台市青葉区中山吉成１丁目16番22号
債務者　山口　正晴
１　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
秋田市広面字板橋添306番地　メゾンドＳＡＭ―Ａ―Ｒ２号、前住所秋田市広面字碇81番地１　コーポ石川105号
債務者　広幡　秀邦
１　決定年月日時　平成24年９月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９５号
秋田市飯島松根西町８番35号
債務者　鎌田　幹雄
１　決定年月日時　平成24年９月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０５号
秋田市飯島川端２丁目６番24号
債務者　千田　孝侍
１　決定年月日時　平成24年９月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０８号
秋田県潟上市天王字長沼88番地８
債務者　田牧　崇司
１　決定年月日時　平成24年９月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１４号
秋田市茨島２丁目１番２号
債務者　嵯峨　　敏
１　決定年月日時　平成24年９月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９５号
福島市大森字経塚51番地の５、従前の住所福島市永井川字向光白15番地の８
債務者　本多　淳也
１　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第９６号
福島市大森字経塚51番地の５、従前の住所福島市永井川字向光白15番地の８
債務者　本多　宏美
１　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１６８号
茨城県筑西市関本下1833番地　ヴィラージュ川田壱番館102、前住所茨城県筑西市関本下2074番地４
債務者　野崎　睦月
１　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１８１号
茨城県古河市三和155番地　県営５―１―６
債務者　梅津　佳子
１　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１９８号
茨城県結城市大字林701番地４
債務者　塚田　勝清
１　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２１１号
茨城県常総市豊岡町乙1109―３　西大目ヒルズ101号室、住民票上の住所東京都新宿区西落合２丁目23番13号
債務者　橘　　晴彦
１　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２７９号
石川県河北郡津幡町字津幡ハ35番地、従前の住所石川県河北郡津幡町字緑が丘２丁目200番地
債務者　西尾　政規
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
金沢地方裁判所